

表彰規程

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下本会という）が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本会の発展に、顕著な功績のあったものを表彰し、会員の意識の高揚と、資質の向上をはかることを目的とする。

第 2 章 表彰区分

(表彰の区分)

第 3 条 この規程にもとづく表彰は、次の各号とする。

1. 功労者
2. 学術業績者
3. 永年会員
4. 特別表彰

(表彰の基準)

第 4 条 表彰の基準は、次の各号による。

- 1 功労者とは、本会の発展に顕著な功績があったもので、次の各基準を全て満たしたものであるとする。
 - (1)本会の会員歴が 20 年以上であること
 - (2)年齢 55 歳以上であること
 - (3)千葉県臨床検査技師会役員歴（日臨技役員含む）10 年以上であること
- 2 学術業績者とは、本会の名声を高揚する研究、発明、考案を行ったもの。
- 3 永年会員とは、引き続き 20 年以上本会の会員で 50 歳以上のもの
- 4 特別表彰とは、前各号の他、特に表彰を必要と認めたもの

第 3 章 表彰審査

(表彰選考委員会)

第 5 条 表彰の審査を行う表彰選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会の構成は 8 名以内とし、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選とする。

- 4 委員長は、表彰に値すると認められた人を、総会又は、学会の 1 ヶ月前に文書により会長に推薦し、会長は理事会の承認を得るものとする。

第 4 章 表彰

(表彰の時期)

- 第 6 条 表彰は、毎年総会、又は学会において行うものとする。
- 2 第 3 条第 3 号に該当する表彰は、毎年総会において行うものとする。
- 3 特別に必要な場合は、その都度行うことができる。

(表彰の方法)

- 第 7 条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。この場合理事会の承認を得て、副賞又は、記念品を添えることができる。

(名誉会員の推薦)

- 第 8 条 第 3 条第 1 号で表彰された満 65 歳を越えた人は、名誉会員に推薦することができる。

附則

(規程の変更)

- 1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

- 2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。